

# アウトソーシング推進のための指針

平成 18 年 3 月

西尾市アウトソーシング検討委員会



## 目 次

1	はじめに	1
2	アウトソーシングの推進	1
3	推進のための検討基準	2
4	実施主体別の検討方法	2
5	手法と選択	3
6	アウトソーシングの効果	4
7	アウトソーシングにあたっての留意事項	5
8	適切な管理	6
9	再任用職員、臨時職員等の取扱い	6

### 【資料】

アウトソーシングに係る事務事業の検討(点検)フロー

職員の種別や委託形態の違いと一般的なメリット・デメリットの比較

## 1 はじめに

本市においては、従来から、行政の簡素化・効率化を図るという観点から、定型的業務、専門的知識・技術を要する業務、施設の管理運営業務などについて、業務の民間委託を積極的に取り組み、一定の成果を挙げてきた。

しかし、今日、国では自主・自立の地域社会からなる分権型システムを実現するため、国と地方の明確な役割分担に基づく様々な税財政改革が推進される中、一層の行政運営の効率化が求められている。

さらに、市民活動、NPO 活動の活発化、民間企業における技術水準の向上、サービス分野の多様化、高度化などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動範囲が広がってきている。このため、市民団体、NPO、民間企業など、新しい公共サービスの担い手と行政が協働してそれぞれが持つ専門的なノウハウを活用していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、本指針は、西尾市行財政改革推進計画の「小さな市役所への転換」に向けて、事務事業のアウトソーシングを推進するための基本的な考え方を定めるものである。

## 2 アウトソーシングの推進

### (1) 定義

アウトソーシングとは、業務の外部化のことで、狭義には行政サービスの一部の業務を外部へ委託することが主となるが、この指針では、公共と民間や NPO、市民との役割分担の見直しなどを含め、広い意味でのアウトソーシングと定義する。

### (2) 基本方針

事務事業のアウトソーシングにあたっては、「公共サービスの質を低下させず民間でできるものは、民間に委ねて、行政のスリム化を図る。」ことを基本に、全庁的かつ積極的なアウトソーシングを推進する。

### (3) 進め方

進め方については、まず、事務事業の必要性・実施方法について、社会経済情勢の変化等を踏まえて総点検を行い、事務事業自体の必要性が失われているものは廃止を検討する。次に、事務事業自体については必要性があるものの、市が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われ、又は減少しているものについては、誰が最も効率的・効果的な実施主体となり得るかという視点からアウトソーシングを検討する。

## 3 推進のための検討基準

アウトソーシングを推進するにあたっては、次の事項を十分に検討する。

サービスの質が確保されるか  
効率化の促進や経費節減が期待できるか  
公平性及び公正性及び守秘義務などが担保されるなど、市として適正な業務執行が確保できるか（市の行政責任が損なわれることはないか）  
法令等に違反しないか

#### 4 実施主体別の検討方法

##### (1) 行政がすべき業務

行政の担う役割は、以下の行政活動に重点を置くものとし、機動的かつ効率的な組織体制の構築を図る。

法令等により、行政による実施が義務づけられているもの  
権力の行使（許認可・税の賦課徴収・処分など）に関するもの  
政策の立案（計画策定・予算編成・補助金交付など）及び決定に関するもの  
民間育成・誘導、活性化などに関するもの  
行政組織の内部管理（予算執行・人事など）に関するもの  
公平・公正の確保、個人情報保護に関するもの

##### 【注意点】

- ・ に該当する場合であっても、具体的な実施や管理の主体が行政に限定されていないものについては、アウトソーシングの可能性を検討する。
- ・ ~ に該当するものであっても、その一部についてはアウトソーシングが可能な場合があるので、関係法令に抵触しない範囲内で、アウトソーシングの可能性を検討する。
- ・ に該当するものであっても、契約や市の管理監督によって問題を回避できる場合は、アウトソーシングの可能性を検討する。

##### (2) 行政の関与を必要とする業務

行政が自ら行うことより民間活動を活用するほうが有効な業務については、行政責任を確保することを前提としたアウトソーシング手法を検討し、可能な限り業務の民間移行を推進する。

##### 事務事業の一部業務委託

従来なされている業務委託同様、事務事業のアウトソーシングを推進する。

さらに、行政の担うべき役割に該当する事務事業においてもプロセスの細分化によって部分的にアウトソーシングの対象となるものについては、積極的に検討し、可能なものについてはアウトソーシングを推進する。

##### 公設民営化（指定管理者制度の活用）

管理運営などほぼ公共施設の全面的な業務のアウトソーシングが期待できるものについては、次の事項を考慮し、地方自治法に定める公の施設の管理運営

における指定管理者制度の活用を推進する。

- ・企業や NPO 等の適切な受け皿が存在し、市場を形成しているか
- ・行政の関与が小さく、自主的な民間活動によって住民参画による住民ニーズへの対応が図られ、住民満足度の向上が期待できるか

### (3) 民営化が可能な業務

行政の関与がなくても民間によって同等以上のサービスが期待できるものについては、次の事項に留意し業務の民間委譲（民営化）を積極的に推進する。

民営化にあたり法令上の制約がなく、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少していないか

企業や NPO・地域団体など適切な受け皿が存在しており、行政が実施主体から撤退してもサービスの量や質が継続して確保されるか

事業実施に伴う収入があり、経営努力により採算が見込まれるか

市場の競争、民間の活力等の活用により、サービスの向上が期待できるか

## 5 手法と選択

アウトソーシングが可能な業務については、どのような手法が適切かを業務の内容や手法の特性に応じて検討する。

### (1) 民間委託

民間委託とは、市が必要な監督権などを保留したうえで、その業務の全部または一部を民間企業や外部の団体等に委託することをいい、委託効果、民間能力の活用など踏まえて、専門的技術、サービス等の提供を受けるものである。なお、民間委託に適すると考えられる業務は、おおむね次のとおりである。

単純・定型的業務

単純・定型的な業務でマニュアル化等により、市が直接行わなくても同様な成果が得られるもの

専門的業務

高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できるもの

時期集中業務

時期的に集中して発生する業務で、常時一定の職員を配置する必要がないもの  
施設の管理運営業務

公の施設の管理運営など、委託により弾力的・効果的・効率的な運営が期待できるもの（注1）

その他、民間が同種の業務を行っているもの

注1：指定管理者制度について

平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関する制度が従来の管理委託制度から指定管理者制度に移行された。これにより、公共的団体への管理委託が、株式会社など民間団体にも管理運営を任せられることになった。この制度は公の施設の管理に民間活力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものである。

なお、本市における指定管理者制度の運用にあたっては、「指定管理者制度の導入に係る方針」による。

(2) 公益活動市民団体との協働

市民団体・ボランティア団体・NPO等が、市と主体性と自発性を尊重して、お互いの役割と責任を認識し、対等なパートナーシップにより、課題解決に向けて相互に連携、協力する。

(3) 人材派遣の活用

人材派遣は、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させることである。補完的な業務のアウトソーシングにあたっては、臨時職員等を直接雇用するより人材派遣を活用するほうが、専門的な知識や技術を生かし、より質の高いサービスの提供や、コストの削減など効果的・効率的な業務執行が図られるため、業務内容やその期間、指揮命令等を勘案して推進する。

(4) 民営化

民営化とは、業務の全部または一部の実施主体を全面的に民間に移行することをいい、民間の専門知識、経営能力、技術等を活用することにより、市が提供するよりも民間がサービスを提供する方が、コストも含めサービスの向上が期待できる。

(5) PFIの活用

PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待できる。なお、PFIの活用にあたっては、「西尾市PFI研究会報告書」に基づき検討すること。

6 アウトソーシングの効果

アウトソーシングには、一般的に次のような効果が期待できる。

市民サービスの向上

「民間でできるものは民間に」という基本方針のもとで、業務を選択すること

により、行政の担うべき役割が一層明確化され、当該業務に係る経営資源を他の重要な施策に集中投下することにより、市民サービスの向上を図ることができる。

#### 専門性の向上

アウトソーシングの担い手は、業務に精通した専門家が数多く存在し、質の高いサービスが提供できる。

#### 市民協働の推進

市民団体や NPO 等の市民が担い手になることにより、地域に根ざしたサービスの提供及び自治意識の高揚を図ることができる。

#### 地域の雇用創出

アウトソーシングの担い手を地域に求めることにより、地域における雇用の創出を図ることができる。

#### 経費の縮減

外部資源を活用することで人件費等が削減できる。

## 7 アウトソーシングにあたっての留意事項

アウトソーシングの実施にあたっては、次の事項に留意する。

#### 民間の状況把握

業務遂行能力や技術水準等、民間の状況の把握に努めること。

#### サービス水準の確保・向上

仕様書等で、可能な限り達成されるべきサービス水準を明記し、現行のサービス水準の確保、向上に努めること。

#### 責任の明確化

市としての行政責任を確保する必要があることから、契約書等により行政と民間の責任範囲を明確にすること。

#### 守秘義務

守秘義務を課す必要がある業務については、守秘義務が担保されるよう、契約において明確にすること。

#### 競争性・透明性・公平性の確保

委託等の相手方の選定は、競争性・透明性・公平性を備えた手続により行うこと。

#### 知識、技術のノウハウ等の維持、更新等

行政内部で蓄積してきた知識、技術のノウハウ等は、常に維持、継承、更新を行うとともに、市の管理監督、指導等の能力を向上させるよう、人材の育成にも努めること。

#### 効果の検証と見直し

サービスの質やコストの妥当性など、アウトソーシングの効果を検証し、必要に応じて内容や委託料等の見直しを行うなど、より効果的なアウトソーシングの推進を図ること。



## 8 適切な管理

### (1) 全庁的な整合性の確保

職員定員適正化計画との整合性を図りながら、職員の業務の円滑な移行について検討し、全庁的な体制で取り組む。

### (2) 指針の見直し

規制緩和による法制度の改正及び社会経済情勢の変化を踏まえ、状況に応じて見直すものとする。

## 9 再任用職員、臨時職員等の取扱い

アウトソーシングに代わるものとして、再任用職員や臨時職員等の活用が考えられるが、アウトソーシングの推進の目的は、行政にしかできない事務事業以外はすべて外部化して、「小さな市役所への転換」を図っていくことにある。

したがって、再任用職員や臨時職員等の活用は、基本的には行政が行う部分の補完としての業務を行うこととなる。なお、民間委託や民営化等の方針決定から実施するまでの間や臨時的な業務は必要に応じて再任用職員や臨時職員等の活用を図る。

【資料】

1 アウトソーシングに係る事務事業の検討（点検）フロー

